

中国最高人民法院が IP 分野における新たな指導的判例を発表

パート III：意匠特許侵害に関する指導的判例

2017 年 3 月に中国最高人民法院（「最高法院」）は、10 件の知的財産（「IP」）判例を含む、16 回目となる指導的判例一式を発表した。これら 10 件の IP 判例のうち、3 件が特許侵害に関するものである。

2017 年 6 月および 8 月の Osha Lian Newsletter では、電子商取引プラットフォームの賠償責任に関連した特許侵害の指導的判例（[参照リンク](#)）および医薬品製造方法特許の侵害に関する指導的判例（[参照リンク](#)）を取り上げた。今回は、意匠特許の侵害に関する指導的判例について考察していきたい。

指導的判例 No. 85：Grohe AG v. Zhejiang Jianlong Sanitary Ware Co., Ltd.

Grohe AG（「Grohe 社」）は、手持ち式シャワーヘッドという名称の中国意匠特許（特許第 CN200930193487.X 号（「本件特許」）の所有者である。2012 年 11 月に Grohe 社は、Zhejiang Jianlong Sanitary Ware Co., Ltd.（「Jianlong 社」）を相手取り、Jianlong 社により製造、販売、販売申込みが行われている浴室製品 Liya シリーズ（「被疑侵害品」）が本件特許を侵害していると主張し、浙江省の台州市中級人民法院（「第一審法院」）に特許訴訟を提起した。Grohe 社は、Jianlong 社による侵害行為の即時停止、侵害品の在庫および侵害品の製造用金型の廃棄、ならびに Grohe 社の経済的損失の賠償金として 20 万 RMB の支払いを命じるよう第一審法院に請求した。

第一審法院は、Jianlong 社が本件特許を侵害していないと判断し、Grohe 社の請求を棄却した。Grohe 社は第一審判決を不服として、浙江省の高級人民法院（「第二審法院」）に上訴した。今度は逆に、Jianlong 社が Grohe 社の意匠特許権を侵害していると第二審法院は裁定した。Jianlong 社はこの判決を不服として、最高法院に再審請求を提出した。

Interpretation of the Supreme People's Court on Several Issues Concerning the Application of the Law for Review of Disputes over Patent Infringement（特許侵害紛争の審理における法律適用問題に関する最高人民法院の解釈）の第 11 条に従い、係争対象の意匠が同一または類似かどうかを判断する場合、人民法院は特許意匠の特徴および被疑侵害意匠の特徴に基づき、双方の意匠の全体的な視覚効果を総合的に評価しなければならない。人民法院は、主として技術的機能により決定づけられる意匠特徴を考慮に入れるべきではない。意匠の全体的な視覚効果に影響を及ぼす主要な要素として、次のものが挙げられる：（1）通常の使用時に直接的かつ容易に視認可能な製品の部分；および（2）特許意匠を既存意匠から区別可能にする意匠特徴。それゆえ本件の主要な争点は、どの意匠特徴が特許意匠を既存意匠から区別可能にするか、さらに被疑侵害品は特許意匠の保護範囲に含まれるかどうかである（本件特許と被疑侵害品の意匠を示す以下の図を参照）。



本件特許意匠

被疑侵害品

最高法院は比較の結果、被疑侵害品は本件特許意匠との類似性の高い、長楕円形のノズル部分の表面意匠を採用しているが、その持ち手部分の意匠特徴、ノズル部分と持ち手部分の連結部、および通常の使用時に直接的かつ容易に視認可能な他の意匠特徴は、明らかに本件特許意匠とは異なっていると述べた。

さらに本件特許意匠の持ち手部分には長楕円形の押しボタンが配置されているが、被疑侵害品にはそのような押しボタンはない。この押しボタンが機能的意匠特徴であるかどうかについて、最高法院は第二審法院とは異なる見解を示した。第二審法院では、当該押しボタンは機能的意匠特徴であるため、全体的な視覚効果には影響を及ぼさないと判断された。しかし最高法院は、機能的意匠特徴とは、一般消費者の観点からいかなる美的要素も考慮せずに製品の所定の機能によってのみ決定づけられる特徴であると述べた。

本件において、当該押しボタンが水流制御スイッチであることは明白である。しかし、当該スイッチがシャワーヘッドの持ち手部分に配置される限り、その押しボタンの形状は様々な意匠から選択できる。当該製品の一般消費者は、無意識のうちに押しボタンの意匠の装飾性に注意を払い、当該押しボタンが水流制御機能を果たせるかどうかだけでなく、その意匠が美的かどうかについても考慮する。それゆえ、当該押しボタンは単に機能的な意匠特徴ではないと、最高法院は判断した。手持ち式シャワーヘッドに押しボタンがあるかどうかは、製品の全体的な視覚効果に影響を及ぼす。被疑侵害品の意匠には本件特許意匠のような押しボタンはないため、被疑侵害品は本件特許の全ての意匠特徴を備えていない。したがって、被疑侵害品は本件特許の保護範囲には含まれなかった。

最高法院は、第二審判決が本件特許における長楕円形のノズル部分表面の意匠特徴のみを考慮し、重視したと結論づけた。第二審判決は本件特許の他の意匠特徴を考慮せず、被疑侵害品の意匠と本件特許とを区別可能にする、シャワーヘッド製品の通常の使用時に直接的かつ容易に視認可能な他の意匠特徴を検討しなかった。最終的に最高法院は、第二審判決を法律の錯誤とし、第一審判決を支持すべきと判示した。

この指導的判例における教訓は、意匠特許の侵害に関して、特許意匠を既存意匠から区別可能にする全ての特徴が被疑侵害意匠に含まれていない場合、裁判所は基本的に被疑侵害意匠と特許意匠が同一または類似とは推定しないということである。意匠特徴（例えば、本件における押しボタン）が機能的かどうかの判断については、所定の機能または技術的特徴を備えているというだけで、その意匠特徴が機能的であるとみなすべきではない。そのような判断をする際は、当該意匠を用いた製品の一般消費者が、その意匠特徴は所定の機能によってのみ決定づけられており、美的かどうかを検討する必要がないと考えるかどうかを考察しなければならない。また、機能的意匠特徴は、意匠の全体的な視覚効果に顕著な影響を及ぼすものではない。注意すべき点として、機能性と装飾性を兼ね備えた意匠特徴が意匠の全体的な視覚効果に影響を及ぼすかどうかを判断するには、その意匠特徴の装飾性の高さを考慮する必要がある。装飾性が高いほど、全体的な視覚効果に及ぼす影響も大きくなり、その逆もまた同様である。